

ふくい社会福祉

2018
9
No.432

Fukui Social Welfare



ふく福しあわせ体験フェアでの花苗の引渡しセレモニー

CONTENTS

2,3P

特集

「福井しあわせ元気国体・しあわせ元気大会」 まもなく開幕!

3P

しあわせ元気国体・元気大会応援企画

- ◆ 障スポ大会競技紹介
(サウンドテーブルテニス・グランドソフトボール)

4P

社協TOPICS

- ◆ 平成30年7月豪雨災害による被災地への広域ブロック派遣支援報告

5P

- ◆ こちら経営相談室

6,7P

大会等報告

- ◆ 第59回東海北陸保育研究大会「福井大会」
- ◆ 社協による地域福祉推進研究会 中間報告
- ◆ 親子で介護の仕事魅力発見バスツアー

8P

- ◆ 寄付・寄贈
- ◆ 子ども食堂への助成決定
- ◆ サキドリ情報





「福井しあわせ元気国体」

まもなく開幕!

国内最大のスポーツ祭典である国体は、「ふくいしあわせ元気国体」として9月29日から10月9日、障害者スポーツの祭典である全国障害者スポーツ大会(障スポ)は「福井しあわせ元気大会」として10月13日から15日に開催されます。

今回の大会は、国体と障スポの融合がテーマとなつていきます。県民の皆さんがこれらの大会を応援し、障がいの有無にかかわらず全ての人々が支えあう地域共生社会の実現を目指し開催されるものです。

それに先立ち、本会では7月28日(土)、福井市のハピリンにて国体・障スポ応援イベント「ふく福しあわせ体験フェア」を開催しました。

イベントでは、「のび♡カル♡ダンスM&Y」によるはびねすダンスの披露、障スポ種目の体験や車イス・ガイドヘルプ・手話のミニサポーター体験などを行いました。



また、全国から来られる皆さんを花の景観でおもてなしする「花いっぱい運動」の一環として、福井市日新小学校と福井県立福井南特別支

援学校の生徒の皆さんが育てた花苗を、福井県企業等ボランティア・社会貢献連絡会(ＦＰネット)会員企業に引き渡し、植栽を行いました。これらの苗は、大会時に綺麗な花が咲くよう、会員企業が大切に育てていきます。



「花いっぱい運動」に協賛いただいた会員企業

- アイシン・エイ・ダブリュ工業株式会社/あおいグループ(AO)ホールディングス株式会社/石黒建設株式会社/NTT西日本 福井支店/株式会社かんぼ生命保険 福井支店/清川メッキ工業株式会社/小森商事株式会社/株式会社ジエイデバイス 福井地区/信越化学工業株式会社 武生工場
- 第一生命保険株式会社 福井支社/大同生命保険株式会社 福井支社/日本生命保険相互会社 福井支社/春江貨物有限公司/株式会社福井銀行/株式会社北陸近畿クボタ/一般社団法人福井県自動車会議所/福井県生活協同組合連合会/一般社団法人生命保険協会 福井県協会/福井県農業協同組合中央会/福井信用金庫/福井テレビジョン放送株式会社/福井放送株式会社/株式会社福井村田製作所/福井ヤクルト販売株式会社/株式会社福邦銀行/北陸労働金庫 福井県本部/松文産業株式会社/明治安田生命保険相互会社 福井支社/吉岡幸株式会社/株式会社リコー 福井事業所

ご協力ありがとうございます

福井しあわせ元気大会種目別会期/会場

◆正式競技◆

競技名	10/13	10/14	10/15	会場名
陸上競技(身・知)	○	○	○	9.98スタジアム(福井県営陸上競技場)
水泳(身・知)	○	○	○	敦賀市総合運動公園プール
アーチェリー(身)	○	○	○	福井市スポーツ公園サッカー場(兼ラグビー場)
卓球(身・知)(サウンドテーブルテニス(身)を含む)	○	○	○	サンドーム福井
フライングディスク(身・知)	○	○	○	三国運動公園陸上競技場
ボウリング(知)	○	○	○	スポーツプラザWAVE40
バスケットボール(知)	○	○	○	勝山市体育館「ジオアリーナ」
ソフトボール(知)	○	○	○	武生東運動公園ソフトボール場
グランドソフトボール(身)	○	○	○	松岡総合運動公園
フットベースボール(知)	○	○	○	敦賀市きらめきスタジアム
バレーボール(身)	○	○	○	大野市エキサイト広場総合体育施設体育館
バレーボール(知)	○	○	○	トリムパークかなづ体育館
バレーボール(精)	○	○	○	小浜市民体育館
サッカー(知)	○	○	○	丸岡スポーツランドサッカー場、人工芝グラウンド
競技名	10/7	10/8	会場名	
車いすバスケットボール(身)	○	○	福井県営体育館	

◆オープン競技◆

競技名	10/14	会場名	
卓球バレー(身・知・精)	○	福井県社会福祉センター体育館	
ゲートボール(身)	○	美浜町西郷健康ひろば屋内運動場	
競技名	10/6	10/7	会場名
車いすテニス(身)	○	○	鯖江広域西番スポーツセンターテニスコート

「花いっぱい運動」の他、ボランティアや選手の応援など、県民の皆さんで大会を盛り上げていきましょう!

福井しあわせ元気国体 2018

第73回 国民体育大会 織りなそう 力と技と美しさ

平成30年(2018年)9月29日(土)~10月9日(日)



福井しあわせ元気大会 2018

第18回 全国障害者スポーツ大会 織りなそう 力と技と美しさ

平成30年(2018年)10月13日(土)~10月15日(日)



「福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会」応援企画

全国障害者スポーツ大会の競技紹介

「サウンドテーブルテニス」・「グラウンドソフトボール」

福井県で50年ぶりとなる「福井しあわせ元気国体（第73回国民体育大会）」と「福井しあわせ元気大会（第18回全国障害者スポーツ大会）」も開幕間近、全国障害者スポーツ大会の競技を紹介してきた本コーナーの最終回となる今回は、視覚障がいのある選手が出場する2競技のご紹介です。

「音」を頼りに白熱するラリー〜 「サウンドテーブルテニス」

サウンドテーブルテニス（以下、「STT」という。）は、視覚障がいのある選手が視力差をなくすため、アイマスクを着けて競技します。音を頼りにするため、金属球が4つ入った卓球ボールを使い、また、打球音が分かるようにラバーのないラケットで打ちます。また、ボールは転がしてその音を頼りにラリーをするため、一般の卓球のようにネットの上をボールが行き来するのではなく、ネットの下を転がしてラリーを行います。

卓球台は、平らで継ぎ目のないSTT専用の卓球台を使います。大きさは一般の卓球台と同じですが、球が落ちないようコートサイドとエンドサイドには高さ15センチのフレームがついており、特定の範囲からはボールが台か



選手は耳で球の軌道を追い、ラリーを繰り返す

らそのまま落ちない作りになっています。1ゲーム11点、5ゲームマッチのリーグ戦で競います。

主審が「プレー」のコールを

した後、サーブする選手は10秒以内に台の上にボールを静止させ「行きます」と声を掛け、相手選手が5秒以内に返事した後、さらに5秒以内に打たなければなりません。この発声でお互いの立ち位置を把握し、打球コースを狙います。聴覚に集中できるように会場は静かさが保たれ、球の転がる音と、ラケット音と選手の掛け声が会場を包みまわります。ラケットの角度は60度以上起こすことが決められており、打球音はつきりしなかつたり転がるボールよりも大きな打球音を出したりすると相手の得点になるなど、その名のとおり「サウンド（音）」が競技の決め手となっているのが特徴です。

大会に向けたSTT選手は、「福井



STTクラブ」の源喜代志選手（坂井市）、竹村壽一選手（あわら市）、奥田尚子選手（永平寺町）の3選手が出場予定です。

選手の指導にあたり審判も務める県レディース卓球連盟の形谷礼子理事によると「福井大会も優勝レベル」とのこと。3選手の活躍が期待されます。

「静かな野球」に全カプレー〜 「グラウンドソフトボール」

グラウンドソフトボールは、ソフトボールのルールを基本としており、ハンドボールに似たボールを使用し、人数は通常の野球よりシヨートを1人多く配置した10名で行われます。男女の区別はなく、選手の内4名以上が全盲の選手であること、ピッチャーとライトシヨート（右遊撃手）は全盲でなくてはならないという条件があります。

競技場の特徴としては、走塁時の身体接触が起らないよう、守備ベースの外側に走塁用のベースが設けられています。そして、走塁ベースの外側にコーチャーボックスがあり、全盲走者の進塁などの誘導をコーチが行います。

また、試合停止圏（マウンド半径15m円）と呼ばれるエリアがあり、エリア内にボールを持ち込むことができ



審判を付けて、実践を意識した練習の様子

ば走者の進塁を防ぐことができます。全盲選手は音を頼りにボールを打ったり、捕ったりすることが基本となります。ボールが地面を転がるわずかな音でバットを振ったり、キャッチしたりします。そのため、ボールの音が聞こえるように、選手もベンチも応援者も声や音を出してはいけない時がありますので、「静かな野球」と呼ばれることもあり、音を頼りに行われる打撃や守備は必見です。

大会の代表は「コラッジョ福井」というチームで、県立盲学校の生徒・職員やOB、社会福祉施設利用者らから平成26年に今大会に向けて結成されました。「コラッジョ」とはイタリア語で「勇氣」「勇敢」を意味し、「がんばれ！福井」という意味が含まれているそうです。

吉川監督は、「選手たちは視覚に障害があってもがんばっていて、プレーを見ていても驚かされることもある。実際にプレーを見ていただきたい。そして、これを機に障害者スポーツにも目を向けてもらいたい。大会では1戦1戦、目の前の試合を大事にしていきたい。」と話されました。

またチームの小坂投手は「初戦を大事にまずは1勝を目標にし、楽しんでいきたい」と意気込みを話され練習に励んでいました。

平成30年7月豪雨災害による被災地への広域ブロック派遣支援報告

平成30年6月28日以降の台風第7号や梅雨前線の影響によって、西日本から東日本にかけて広い範囲で記録的な大雨となりました。

この大雨により、西日本を中心に多くの地域で河川の氾濫や洪水、土砂災害が発生し、8月21日現在で死者221人、全壊・半壊・一部破損合わせて19、735棟、床上浸水9、006棟、床下浸水20、086棟と甚大な人的・物的被害をもたらしました。

この災害により、11府県65市38町4村に災害救助法が適用されるとともに、発災時からこれまでに、12府県の60市町で災害ボランティアセンターが設置されました。（このほかに12市町では、通常の社協ボランティアセンターで被災者支援のボランティア活動が行われています。）

全国の都道府県・指定都市社協では、災害時の支援活動について、広域ブロック（隣接する複数の都道府県



土砂崩れの現場(広島県江田島市にて撮影)

道府県

で構成)内で相互支援に関する協定を締結しています。しかし、被災地が複数の都道府県にわたるなど、被害が甚大で、都道府県やブロック内での支援では対応しきれない場合、全国社会福祉協議会が全国的なブロック派遣の調整を行うこととなっています。

今回、7月20日(金)に開催された「都道府県・指定都市社協常務理事・事務局長セミナー」での調整を経て、被災地の災害ボランティアセンターの運営支援と緊急的な生活資金の貸付業務を応援するため、同27日から広域ブロック間で職員が派遣が行われています。

災害ボランティアセンターの運営支援に係る
広域ブロック応援体制

【広島県への支援】

関東、東海・北陸、中国、九州の各ブロックから1日あたり63名の社協職員を派遣

【岡山県への支援】

近畿ブロックから1日あたり31名の社協職員を派遣

【愛媛県への支援】

四国ブロックから1日あたり12名の社協職員を派遣



- 生活福祉資金特例貸付に係る
広域ブロック応援体制
- 【広島県への支援】
関東、九州の各ブロックから1日あたり約26名の社協職員を派遣
- 【岡山県への支援】
北海道・東北、東海・北陸、近畿ブロックから1日あたり26名の社協職員を派遣
- 【愛媛県への支援】
四国ブロックから1日あたり約10名の社協職員を派遣
- ◎福井県内社協からの職員派遣
- (1)災害ボランティアセンターの運営支援
(広島県江田島市)
福井県社協と県内の市町村社協は、7月27日(金)から8月13日(月)まで、全4クルールの期間中に6名(福井県社協5名、福井市社協1名)の職員を広島県江田島市の災害ボランティアセンター運営支援業務に派遣しました。
センターでは、マッチング班や資材班等各セクションの運営補助の他、ニーズ班として地元社協職員とペアで新規ニーズや完了ケースの現地調査・作業確認を行いました。
- (2)緊急小口資金特例貸付業務支援
(岡山県倉敷市)
7月29日(日)から8月11日(土)まで、全

生活福祉資金(緊急小口資金) 特例貸付のご案内	
●対象者	被災者(被災者世帯)及び被災者世帯に同居する者(被災者世帯外同居者)で、被災者世帯に収入が不足している世帯の被災者(被災者世帯外同居者)です。
●貸付額	1世帯あたり10万円以内(貸付総額100万円以内)です。貸付総額が100万円を超える場合は、貸付総額の10%以内(最大10万円)までです。
●貸付期間	貸付開始日から1年以内です。貸付開始日から1年以上経過した場合は、貸付総額の10%以内(最大10万円)までです。
●貸付利率	貸付開始日から1年以内の場合は、年10%です。貸付開始日から1年以上経過した場合は、年15%です。
●返済方法	貸付開始日から1年以内の場合は、毎月返済します。貸付開始日から1年以上経過した場合は、毎月返済し、返済完了後、貸付総額の10%以内(最大10万円)までです。
●返済開始日	貸付開始日から1ヶ月後です。
●返済回数	貸付開始日から1年以内の場合は、12回です。貸付開始日から1年以上経過した場合は、12回です。
●返済額	貸付開始日から1年以内の場合は、毎月返済額が8,333円です。貸付開始日から1年以上経過した場合は、毎月返済額が12,500円です。
●返済先	貸付開始日から1年以内の場合は、貸付開始日から1ヶ月後、毎月返済します。貸付開始日から1年以上経過した場合は、貸付開始日から1ヶ月後、毎月返済します。
●お問い合わせ先	岡山県倉敷市社会福祉課(0864-22-1111)

緊急小口資金特例貸付案内チラシ

この夏の猛暑は、被災者にもボランティアにも非常に厳しいものとなりました。今後も被災者に寄り添い、ボランティアの想いをつなぐ息の長い支援が求められます。

3クルールの期間中に5名(福井県社協5名)の職員を岡山県に派遣し、被災された方の緊急的な資金需要に対応する資金の貸付業務支援を行いました。貸付業務においては、倉敷市役所水嶋支所や総社市の特別養護老人ホーム内に臨時の受付所を設営し、貸付説明・相談や申込の受付を行いました。また被災地区公民館や避難所等を取り、案内チラシを配付するなどの広報を実施しました。



現地調査の様子(広島県江田島市にて撮影)





～私立保育所における【弾力運用】について～ ※7月号の続き

平成29年4月に発出された、「子ども・子育て支援法附則第6条の規程による私立保育所に対する委託費の経理等について」の一部改正については、①前期末支払資金残高を充当できる公益事業の範囲の拡大や②公益事業に充当できる上限の撤廃が盛り込まれました。要件の変更も含め、以下のチェックリストでご自身の保育園の状況を確認してみましょう。

弾力運用が認められる内容確認 (その2)

弾力運用は、保育所ごとの運営状況により段階的に認められています

(1) 保育所ごとの運営状況から弾力運用要件（要件1から3）の充足状況を確認することからスタート。

(2) 要件の充足状況より、弾力運用の段階（第1段階から第4段階）を確認。弾力運用のステップ第1段階から、順次条件をクリアし第4段階まで進むことができます。

第1段階	・委託費（人件費・管理費・事業費）の資金使途制限の緩和
第2段階	・処遇改善加算の基礎部分の加算相当額について同一法人の保育所等への繰入れ緩和
第3段階	・処遇改善加算の繰入対象先の緩和及び、委託費から（保育所等・子育て支援事業）への繰入緩和
第4段階	・前期末支払資金残高の取扱緩和

【委託費運用の基本】

私立保育所に支払われている委託費の使用は、支給費目ごとに、定められています。

委託費の 使途の原則	使途制限	人件費	保育所に属する職員の給与、賃金等保育所運営における職員処遇に必要な一切の経費に支出されるもの
		管理費	物件費・旅費等保育所の運営に必要な経費に支出されるもの
		事業費	保育所入所児童の処遇に直接必要な一切の経費に支出されるもの

◆弾力運用の要件(条件)の確認

※下記のチェック項目毎に、適合項目に【○印】を記し、要件の充足を判定する。

要件1 基本7項目	保育事業の要件 (全てを満たせば弾力運用が認められる第一ステップです)	チェック
	①児童福祉法第45号第1項の基準（最低基準）が遵守されているか。	
	②委託費交付基準及び職員の配置基準が遵守されているか。	
	③給与規程の整備、規程による適正給与水準が維持されているか。	
	④給食の栄養量が確保され、嗜好を生かした調理がされているか。	
	⑤保育所保育指針を踏まえ、設備整備がなされ、児童処遇が適切である。	
	⑥運営・経営責任者である役職員の資質向上に努める。	
⑦当該設置者の事業運営に問題事由なし。		

別表1 特別保育事業の実施状況

要件2 事業項目	(下記要件のいずれかを実施している。)	チェック
	①「延長保育事業の実施について」に定める事業及び同様事業	
	②「一時預かり事業の実施について」に定める事業（一時保育促進事業を含む）	
	③乳児を3人以上受け入れ（低年齢児童の積極受け入れ）	
	④「地域子育て支援拠点事業の実施について」に定める事業及び同様事業	
	⑤特別児童扶養手当の支給対象児の受け入れ	
	⑥「家庭支援推進保育事業の実施について」に定める事業及び同様事業	
	⑦休日保育加算の対象施設	
⑧「病児保育事業の実施について」に定める事業及び同様事業		

別表3 サービス向上要件

要件3	【要件2】を満たし、保育サービスの質の向上に関する①から③の要件も満たす。	チェック
	①厚労省令第79号及び児発第295号に基づき財務諸表の備え付け、閲覧に供する。	
	②第三者評価加算の認定、サービスの質の向上又は④苦情処理の適切な対応・公表・保護に努めている。	
③処遇改善加算の資金改善要件（キャリアパス要件も含む。）のいずれも満たしている。		

<委託費>の弾力運用取扱について

◆弾力運用の第3段階【条件】要件1、要件2及び要件3の条件が満たされる事。

▼委託費の3ヶ月分相当額の範囲内

別表5	資金使途	繰入額(円)
繰入対象 同一法人の保育所等	①保育所等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善、土地取得等に要する経費（保育所等を経営する事業に必要なものに限る。以下②及び③において同じ。）	
	②保育所等の土地又は建物の賃借料	
	③以上の経費に係る借入金（利息部分を含む。）の償還	
	④保育所等を経営する事業に係る租税公課	
※対象先：保育所及び保育所以外の子ども子育て支援法に規定する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業		小計

▼委託費の3ヶ月分相当額の範囲内

別表3	資金使途	繰入額(円)
繰入対象 子育て支援事業	①子育て支援事業を実施する施設の建物、設備の整備・修繕、環境の改善及び土地の取得等に要する経費（子育て支援事業に必要なものに限る。以下②において同じ。）	
	②①の経費に係る借入金（利息分を含む。）の償還又は積立のための支出	
		小計

▼委託費の3ヶ月分相当額

◆弾力運用第3段階の繰入限度額	資金繰入額	繰入限度内の確認(A) > (B)
委託費の3か月分（委託費から「資金改善要件分」を除いた額の1/4の額）以内	別表5小計	適 否
繰入資金限度額(A)	別表3小計	
	合計(B)	

<前期末支払資金残高>の弾力運用の取扱について

【前期末支払資金残高の運用の基本】

前期末支払資金残高の取崩しについては、所轄庁の事前承認を得ること。自然災害その他止むを得ない事由により、事業活動収支（予算額）の3%以下の場合は事前協議を省略して差し支えない。

◆弾力運用の第4段階【条件】要件1、要件2及び要件3の条件が満たされる事。

事前に理事会の承認を受け充当することができる。（所轄庁の事前承認から理事会承認に緩和されている）

【弾力運用の使途範囲】

翌年度に前期末支払資金残高として取り扱える（取崩、充当可能な資金使途

(1) 当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分の補填できる。
(2) 当該施設の運営に支障が生じない範囲において以下の経費に充当することができる。

(1)～(3)への繰入金の合計額	繰入額
①当該保育所を設置する法人本部の運営に関する経費	
②同一法人が運営する社会福祉法第2条に定める第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業並びに子育て支援事業の運営、施設設備の整備等に要する経費	
③同一の法人が運営する公益事業（子育て支援事業を除く）の運営、施設設備の整備等に要する経費	

【30%ルールに注意が必要】

当期末支払資金残高は委託費の適正執行と保育所の適正運用がなされ、当該年度委託費収入の30%以下保有

「すべての人が子どもと子育てに関わりをもつ社会の実現をめざして」

第59回東海北陸保育研究大会「福井大会」開催

東海・北陸各県から654人の保育関係者が参加し、第59回東海北陸保育研究大会「福井大会」が、7月19日、20日の2日間にわたり、福井市のアオッサをメイン会場に開催されました。

初日は、「保育実践」や「地域や家庭の子育て支援」、「関係機関とのネットワークづくり」など専門テーマ別に8つの分科会に分かれ、各県からの実践発表や保育専門家の助言を得ながら、参加者間で熱心な討議が行われました。

2日目は、参加者が一堂に会し、大会式典が行われ、保育に対する社会からの理解と信頼をさらに



第2分科会グループ討議の様子

大会宣言

“幸福日本一ふくい”を掲げ、地域住民と共に豊かな子育て文化を育てているここ福井の地で、東海北陸6県の保育関係者が一堂に会し、「第59回東海北陸保育研究大会」が「すべての人が子どもと子育てに関わりをもつ社会の実現をめざして」をテーマに開催され、教育・保育の質を高めるため、真剣に研究協議を行いました。

今日、少子高齢化や人口減少、子どもの貧困・児童虐待が顕著化するなど子どもと子育てを取り巻く環境が大きく変化しつつあります。国では幼児教育・保育の基準となる「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」が改定、施行され、内容の整合性が図られました。また、幼児教育の無償化や待機児童の解消、保育人材確保、処遇改善などの様々な取組みが推進されているところです。

私たち、教育・保育の最前線に携わる者には、「子どもの最善の利益」を優先し、すべての子ども達の健やかな育ちを支え、地域に根ざした子育て文化を育む創意工夫に満ちた取組みが期待されています。

私たちは、この大会を契機に一人ひとりが自己研鑽に努め、教育・保育の専門職としての誇りと責任を持ち、家庭や地域社会とのつながりを一層深めながら、社会から求められる認定こども園・保育所を目指してその社会的使命を果たしていくことを、ここに宣言いたします。

平成30年7月20日
第59回東海北陸保育研究大会「福井大会」

深め、子ども・子育て施策の一層の充実と確立を図ることをめざし、大会宣言を採択しました。

また式典終了後には、「自然と関わる中で育つ心」保育者子ども 保護者の関係」をテーマに勝山市



記念講演講師
子どもことば研究会
代表 今井 和子氏

公私立保育研究会による研究発表が行われました。また、その後の記念講演では「大切にしたい乳児の育ち」愛着形成と自我の芽生えを育む」をテーマに、子どもとことば研究会代表の今井和子氏に「乳児期の子どもの関わり方」「一人ひとりの子どもと丁寧に向き合うこと」の大切さについてのご教示をいただきました。

平成30年度
社会福祉施設
総合損害補償

しせつの損害補償

インターネットで保険料試算できます

老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設の
事故・紛争円満解決のために!

プラン1 施設業務の補償 (賠償責任保険、動産総合保険)

▶ 保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故	対人賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	対物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
お見舞い等	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
	新設 徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
お見舞い等	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時100万円 入院時1.5~7万円 通院時1~3.5万円

保険期間1年

▶ 年額保険料(掛金)	
定員	基本補償(A型)
補基本 償(A型)	1~50名 35,000~61,460円
	51~100名 68,270~97,000円
	以降1名~10名増ごと 1,500円
付見舞 費用(B型)	基本補償(A型) 保険料 + 【見舞費用加算】 定員1名あたり 入所: 1,300円 通所: 1,390円

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。



スケールメリットを活かした
**充実した補償と
 割安な保険料
 です。**

◆ **30年度新設** クレーム対応サポート補償(プラン1-①オプション4)

●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(賠償責任保険、医師賠償責任保険、個人情報取扱事業者賠償責任保険、普通傷害保険、労働災害総合保険、約定履行費用保険、動産総合保険、費用・利益保険)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**
 (引受幹事) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
 (保険会社) TEL: 03(3349)5137
 受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**
 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
 TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763

社協による地域福祉推進研究会 中間報告 「社協による権利擁護の強化に向けた取組みについて」

社会福祉協議会（以下、社協）は、社会福祉構造改革（平成12年）以降、おもに日常生活自立支援事業を通じて判断能力の不十分な人々の権利擁護を推進してきました。その利用者は年々増加し、昨今、障がいの重度化をはじめ、様々な生活課題が複雑に絡み合うなど、対応困難なケースも多くなっています。

また、現在、県内2か所の社協で法人後見を実施し、他2か所の社協で検討を進めています。

こうした状況を踏まえ、本年度、県社協では、成年後見制度への取組みを含めた総合的な権利擁護体制の再構築を探るため、「社協によるこれからの権利擁護の強化に向けた取組みについて」をテーマに、年4回シリーズで研究会を開催しています。

研究会の前半は、法人後見について学ぶことを、後半は、実施する上で必要なことに関する協議を中心に進めていく予定で、これまで2回開催しています。

1回目（7月）は、県立大学 看護福祉学部 社会福祉学科看護福祉学研究所 山口理恵子准教授を招き、「権利擁護の動向と成年後見制度について社協に期待すること」の基調講義を受け、参加者は法人後見に関する率直な意見交換を行いました。

2回目（8月）では、長野県の伊那市社会福祉協議会 上伊那成年後見センター 矢澤秀樹所長から、センターの取組み等の情報提供をはじめ、運営等にかかる積極的な質疑応答の場を設けました。



伊那市社協では、8市町村にまたがる権利擁護センターを運営。抱える事例が複雑重度化する中、今後の支援について不安が高まったことがきっかけで、権利擁護相談の関係者が集まり、検討を始め、センター設置に至ったことでした。

参加者からは、センター運営に関することや広域でやることのメリット、行政との関係など、多くの質問が出され、各市町で検討する際のイメージづくりに大いに役立つ内容でした。

地域共生社会の実現に向け、障がいの有無や資力等にかかわらず、その人らしく安心して生活を送ることができ、地域を旨し、今後も本研究会で協議を重ねていきたいと考えています。

今年度
初開催

親子で介護のおしごと魅力発見!! バスツアー

夏休みの期間中に、小学校4～6年生の親子を対象に、介護現場の職員から直接経験談を聞いたたり、介護技術に触れ、介護のおしごとの魅力に目を向けてもらうことを目的にバスツアーを実施しました。

7月25日(水)の福井①コースを皮切りに、県下全7コースがスタート。

日頃なかなか入ることのできない高齢者施設では、利用者さんがその人らしく笑顔で生活を送ることができるような取り組みや、認知症の方への接し方についてのお話を聞きました。また、親子で食事介助をしたり、子どもがお父さんを車いすに乗せて移動したり、お母さんにオムツを当てる等の体験をしました。

さらに、福祉用具や介護用のリフトの活用等、腰痛にならないための施設独自の工夫等、長く仕事を続けることができ

るような取り組みを教わりました。

昼食時には、福井県民生活協同組合の協力のもと、「夕食宅配」のお弁当を食べながら、高齢者への配慮や地域での見守り活動についてのお話を聞きました。

参加された親御さんは、自分も含め子どもの世代は、祖父母と生活することがないので、こういった機会に子どもを参加させてみたかったとのこと。

また、子どもの中には、ちよつと工夫するだけで、指一本で寝返り介助ができる方法は驚いたと嬉しそうな顔をしていたり、人に食事の介助するのは、こんなに難しいんだと戸惑う子もいました。



親子体験風景

【参加者インタビュー】

介護のおしごとの魅力は？

- ★ありがとうの笑顔の連鎖が魅力。
- ★大変きれいでお洒落な建物にビックリ。
- ★さまざまな職種の方が連携できるやりがい。

介護のおしごとに対する印象の変化は？

- ★介護は辛い、大変というイメージしかなかったけれど、働いている方がみんな楽しそうで驚いた。
- ★将来、親も施設にお世話になるかも知れないけれど、安心してお願いできそう。
- ★親子で参加することで、子どもが高齢者と接する時の姿が間近に見れて良かった。お年寄りに優しくしようという気持ちが子どもに芽生えた様子。

今年度の参加者、親子51組113名

子どもたちには、「福井県こども介護士免許証」を授与しました。

【担当者からコメント】

高齢者施設で働く職員の方々が、「介護」のおしごとに誇りをもっておられる姿が印象的でした。これからボランティアに参加したいと意欲を見せる子どももあり、介護人材不足の中、将来を担う子ども達が、このバスツアーをきっかけに介護に目を向け高齢者支援の一助となってくれことを願っています。ご協力くださった施設職員の皆様、どうもありがとうございました。

「バスツアー受入事業所」

- ▼福井① 県民せいきょう江守きらめき・きたえる〜む福井文京
- ▼福井② いちごデイセンターみのり・リハビリセンターレフル
- ▼坂井 フライムハイツ春江・リハビリセンター木の花
- ▼丹南 県民せいきょう鯖江きらめき・デイサービスセンター和上苑
- ▼奥越 県民せいきょう大野きらめき・聖和園デイサービスセンター
- ▼敦賀 ほっと地域リハビリセンター敦賀・第2深山荘ぼっぽ
- ▼若狭 県民せいきょう小浜きらめき・介護老人保健施設ゆなみ

子ども未来支援事業 (子ども食堂への助成) 助成先決定



本事業は、地域ぐるみで子どもの居場所づくりや食の支援に取り組む「子ども食堂」の立上げ支援を行うものです。

今回の助成は、故西田哲郎氏子供一同様からいただいた寄付金を財源として、去る8月30日に助成金交付式を行いました。

助成内容 「子ども食堂」の開設等費用

助成金額 200,000円

交付先 くぐしみんなの食堂
(本年4月から美浜町で活動中)



社会福祉事業の発展のために
活用させていただきます。

寄付 寄贈

♥ 7月24日(火)

贈呈者 富国生命保険相互会社
福井支社長 陳野 好洋 様(福井市)

寄付金 130,612円

贈呈先 社会福祉法人 福井県社会福祉協議会



※7月10日(火) ハーモニーホールふくい小ホールで行われた「第283回フコク生命チャリティコンサート」において来場者からいただいたチャリティ募金の一部をご寄付いただきました。

サキドリ情報

第65回福井県社会福祉大会

日時 平成30年10月27日(土) 13:00~16:00

会場 福井県生活学習館 (ユアアイふくい「多目的ホール」)

【プログラム】	13:00	14:00	14:30	16:00
	式典 (第1部)	式典 (第2部)	記念講演	

【記念講演】 <一般の方もご来場いただけます。>



「見守る介護、地域とのつながり」

(女優/モデル) **秋川 リサ氏**

1952年5月12日生まれ。
15歳でテイジンの専属モデルとしてデビュー。
その後、「anan」の専属モデル、「資生堂」の広告モデルとして活躍。
女優、タレントとしてドラマ、バラエティ番組、映画を中心に活躍する。
また、現在、実母の介護中で自身の経験をまとめた著書「母の日記」を2014年に作成し、「見守る介護～自分を責めずに頑張りすぎない介護」を推奨している。

主催 福井県社会福祉協議会 **共催** 福井県共同募金会
後援 福井県 福井県市長会 福井県町村会

問合せ先

福井県社会福祉大会開催事務局
福井県社会福祉協議会 (総務施設課総務グループ) ☎0776-24-2339